

## 最低賃金以上となっているかどうかを調べる方法

すべての地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金については、時間額のみが表示となっています。実際の賃金が最低賃金以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

時間給の場合

時間給 最低賃金額（時間額）

日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額（時間額）

、 以外（週給、月給額）の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。

月給制の場合の  
換算方法

佐賀県で働く労働者Aさんは

年間所定労働日数 260日

月給 137,500円

所定労働時間は毎日8時間

で働いています。

佐賀県の最低賃金は、792円（時間額）です。



1. 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \quad \text{最低賃金額（時間額）}$$

2. Aさんの場合、1.の計算式に当てはめると、

$$\frac{\text{月給} 137,500 \text{円} \times 12 \text{か月}}{\text{年間所定労働日数} 260 \text{日} \times 8 \text{時間}} \quad 792 \text{円}$$

したがって、この場合は、最低賃金額以上であることとなります。

最低賃金についての問合せは、

佐賀労働局 労働基準部 賃金室(Tel:0952-32-7179)又は最寄りの労働基準監督署(下記)へ

佐 賀労働基準監督署(Tel:0952-32-7133)

唐 津労働基準監督署(Tel:0955-73-2179)

武 雄労働基準監督署(Tel:0954-22-2165)

伊万里労働基準監督署(Tel:0955-23-4155)